

高架下建築物の設置に関する指導基準

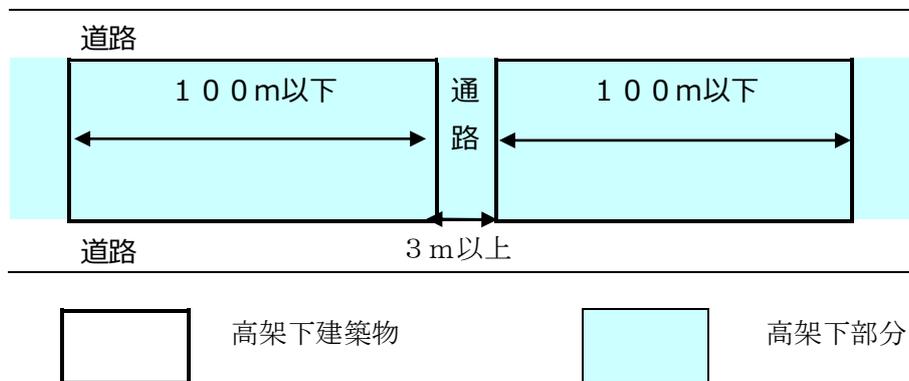
(趣旨)

第1 この基準は、鉄道に使用される高架工作物の下に設置する店舗、事務所、倉庫その他これらに類する施設（以下「高架下建築物」という。）の設置指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

(避難及び消火活動上必要な通路並びに構えの出入口)

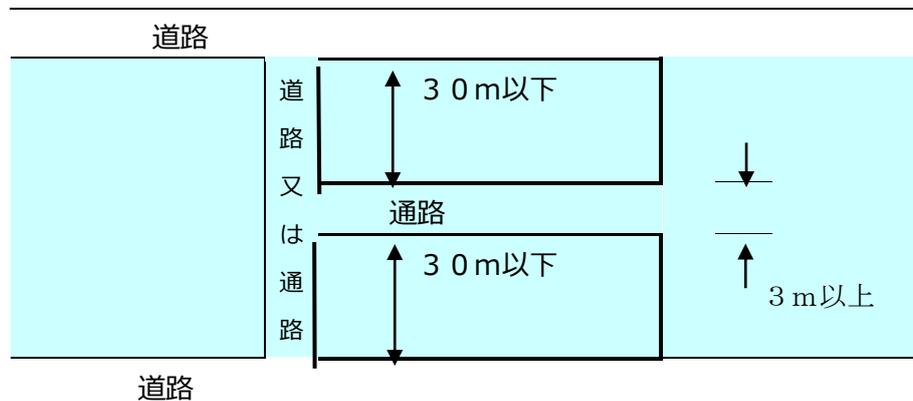
第2 高架工作物の両側に道路がある場合は、次のとおりとする。

(1) 高架工作物の延長方向100メートル以内ごとに、高架下を横断する幅員3メートル以上の通路を設けるものとする。この場合において、当該通路は、両側の道路に有効に通じていなければならない。



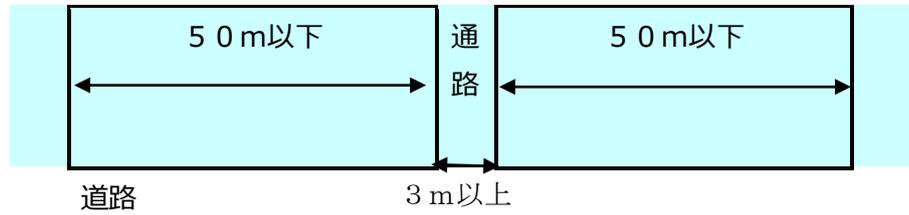
(2) 高架下建築物の幅が30メートルを超える場合には、高架下を横断する道路又は前号により設けた通路に連絡する幅員3メートル以上の内部通路を設けるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ア 高架下部分の構えの一団の個々が、同部分の全幅を一構えとして使用するとき。
- イ 道路から直接出入りでき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているとき。

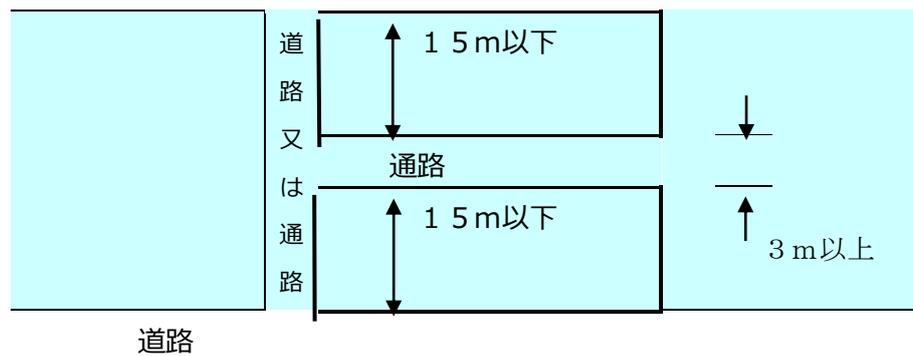


2 高架工作物の片側に道路がある場合は、次のとおりとする。

(1) 高架工作物の延長方向50メートル以内ごとに、高架下を横断する幅員3メートル以上の通路を設け、道路に有効に連絡させるものとする。



(2) 高架下建築物の幅が15メートルを超える場合には、高架下を横断する道路又は前号により設けた通路に有効に連絡する幅員3メートル以上の内部通路を設けるものとする。



3 高架工作物の両側に道路がなく、延長方向に対して高架下を横断する道路がある場合は、次のとおりとする。

(1) 横断道路を相互に連絡する、幅員3メートル以上の内部通路を設けるものとする。

ただし、道路から直接出入りでき、かつ、他の構えと開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、この限りでない。

(2) 前号により設けた通路の延長が50メートルを超える場合は、当該通路の幅員を4メートル以上とするものとする。

4 各構えの出入口は、道路又は前3項の規定によって設けた通路若しくは廊下に面して設けるものとする。

(通路等に面する壁の構造)

第3 道路及び第2の規定により設けた通路に面する壁は耐火構造とし、開口部には防火戸を設けるものとする。

(防火区画及び内装)

第4 防火区画は、できる限り各構えごとにするものとし、止むを得ない場合であっても用途ごとの区画をするものとする。ただし、スプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

2 室内に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料とするものとする。

(消防用設備等の設置単位)

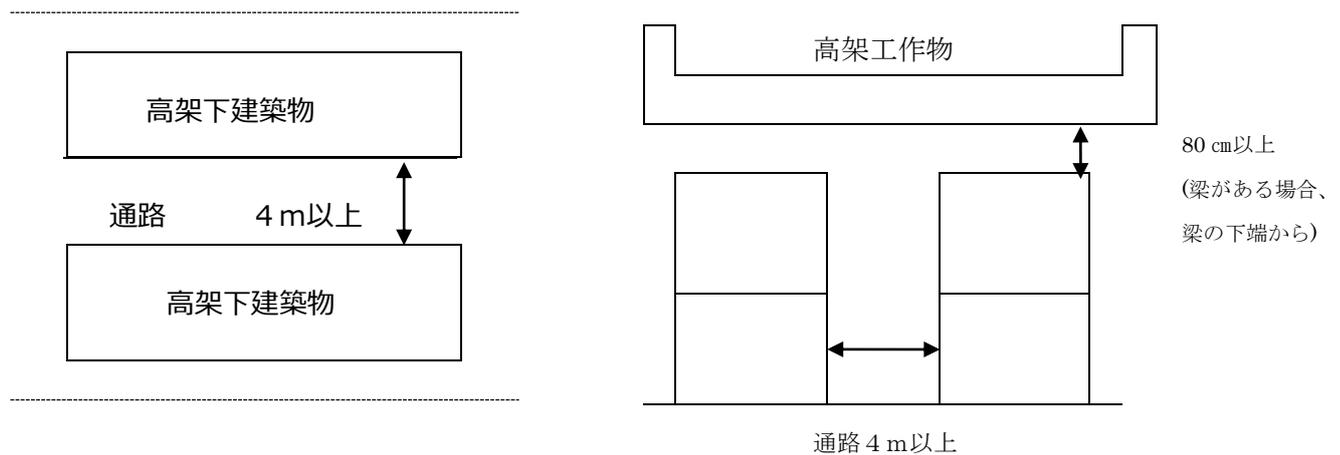
第5 消防用設備等又は特殊消防用設備等(以下「消防用設備等」という。)の設置について、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものとする。

(1) 桁行方向の通路を介して接続する高架下建築物

ア 当該通路の幅員は、4メートル以上とすること。

イ 高架工作物と高架下建築物との間に、高さ80センチメートル以上の排煙上有効な空間を設けること。

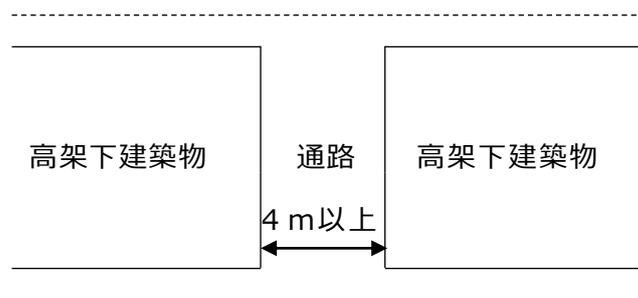
ウ 高架下建築物は主要構造部を耐火構造とし、アに面する開口部には、防火戸を設けること。



(2) 梁間方向の通路を介して接続する高架下建築物

ア 当該通路の幅員が4メートル以上であること。

イ 高架下建築物は主要構造部を耐火構造とし、アに面する開口部には、防火戸を設けること。



(3) 防火対象物の接続が、その特殊性から、前2号に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として取り扱うことに不合理を生ずるものについては、当該防火対象物ごとに検討するものとする。

※ 従前の取扱い基準により別の防火対象物として取り扱ったもので、当該基準を維持しているものについては、別の防火対象物として取り扱うものとする。

「従前の取扱基準」

消防用設備等の設置については、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものとする。

- 1 道路又は外気に開放された幅員4メートル以上の通路で区分されたもの（上下階層で接続しているものを除く。）
- 2 外壁を異にした形態のもので屋根又は天井を共有しないもの

(危険物等)

第6 高架下建築物は、危険物等延焼拡大が速やかである物品又は核燃料物質、放射性同位元素、圧縮ガス、液化ガス、毒物その他消火困難である物品の貯蔵及び取扱いを抑制するものであること。

附 則

この基準は、昭和59年11月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。